

第16回 うらやす景観通信

平成26年1月17日発行

浦安市役所都市整備部都市計画課

TEL 047-351-1111(内線 1954・1957)

FAX 047-353-4378

メール toshikei@city.urayasu.lg.jp

早いもので年が明けて、半月が過ぎました。寒さも一層厳しくなりましたが、みなさま体調崩されていないでしょうか。

今年は例年に比べ長いお休みがとれて、遠くへお出かけになった方もいらっしゃるかと思います。各地のお正月独特の風景・文化を比べてみると面白いかもしれませんね。

さて、今回の景観通信のテーマは「**景観計画**

⑪ 景観まちづくり、新町 ver.」

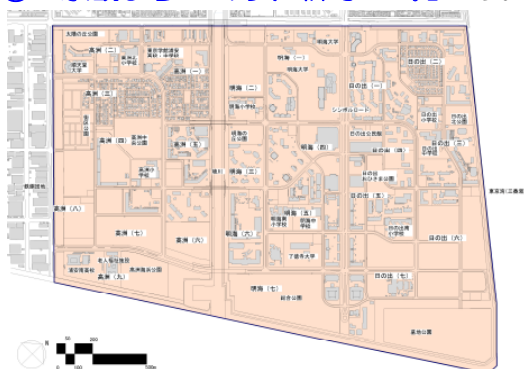


図1 新町地域景観重点区域

図1の通り、新町は全域が景観重点区域として指定されています。当地域は千葉県企業庁、都市再生機構により、質の高い基盤整備及び宅地開発が行われてきており、また、建築等に際しては、地区計画を定めるとともに、「日の出・明海・高洲地区景観ガイドライン」を策定して、事業者などと協議を重ね、計画的な景観誘導に積極的に取り組んできた地域でもあります。

こうした取り組みを継承し、現景観の維持保全と、新たな建築物が調和のとれた魅力ある景観となるよう、積極的かつ継続的に景観まちづくりを行う必要性が高いことから、景観重点区域に指定されました（当時の景観ガイドラインの内容は景

観計画の中で「良好な景観形成の方針」と「景観形成基準」として、考え方が受け継がれています。

難しい言葉が続きましたが、簡単に言うと今まで頑張ってきたので、これからも頑張る区域に指定しましょう！ということです。

この地域の景観特性としては、「三番瀬、東京湾、境川といった特徴ある水辺に囲まれている」・「道路、公園などの公共施設が計画的に高い水準で整備されている」・「大規模な集合住宅地がまとまりをもって計画的に開発されている」・「主要な道路沿いでは街路樹と併せてグリーンネットワークを形成している」・「建築物は明るい色彩を基調としており、開放的な印象の景観を形成している」といったことなどがあげられます。



図2 新町地域 遠景

しかし、大規模店舗が軒を連ねるシンボルロード沿道では、新浦安駅前と同じく、屋外広告物が多く掲出されており、その規模、面積、意匠などが景観を損ねているものもあります。繰り返してなりますが、屋外広告物の方針をぜひご参考ください。

今回は「**景観計画⑫ 規制と誘導、集合住宅を計画するために**」というテーマでお送りします。